



長野県告示第101号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をしました。

令和6年2月29日

長野県知事 阿部 守一

1 起業者の名称

木曾町

2 事業の種類

木曾町役場開田支所改築事業

3 起業地

(1) 収用の部分

長野県木曾郡木曾町開田高原西野地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

(1) 法第20条第1号要件（収用適格事業）

木曾町役場開田支所改築事業（以下「本件事業」という。）は、木曾町が役場の支所を改築する事業であり、法第3条第31号に掲げる地方公共団体が設置する庁舎に該当する。よって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号要件（起業者の意思と能力）

起業者である木曾町は、本件事業について必要な財源措置を講じ、本件事業を既に開始していることから、本件事業を遂行するための十分な意思と能力を有していると認められる。よって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号要件（事業計画の公益性）

ア 本件事業の施行により得られる利益

木曾町役場開田支所は、木曾町開田高原地区において、各種証明書の発行等の業務のほか、バス発着所や駐車場を備えるなど住民の活動拠点としての機能も有しており、役場の支所として多くの役割を担っている。しかし、当該支所の建物は建築から55年が経過し、老朽化が進んでいる。そのため耐震診断で耐震補強が必要と判定されるなど安全面で懸念があり、維持修繕費もかさんでいる。また、当該建物は段差が多く、利便性に課題がある。さらに、支所用地の一部を賃借して運営しているため、安定的な支所運営に懸念がある。

このような状況が続くと、当該支所が木曾町開田高原地区において、住民に安全で安定した行政サービスを提供していけなくなるおそれがある。

本件事業の施行により、支所用地の全てを木曾町が取得することで、従来の支所機能を維持することができるほか、支所の建物をバリアフリー等に対応するように改築することで、利用者の利便性が向上するとともに、安全が確保され、行政サービスの向上が図られる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

イ 本件事業の施行により失われる利益

本件事業に係る起業地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）により保護のため特別の措置を講ずべき文化財及び動植物は見受けられない。

以上のことから、本件事業の施行により失われる利益は、軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業に係る起業地については、周辺環境等から選定された3つの候補地を、社会的、技術的及び経済的観点から総合的に比較検討した結果、最も合理的であると認められる。

エ 比較衡量

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量した結果、前者が優越すると認められる。よって、本件事業は、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号要件（土地を収用する公益上の必要性）

ア 本件事業を早期に施行する必要性

(3)のイのとおり、木曾町役場開田支所は木曾町開田高原地区において多くの役割を担っている。しかし、当該支所の建物は経年により安全性・利便性に課題を抱えている。

また、木曾町は支所用地の一部を賃借しているが、これを取得し安定的な行政経営を図る必要がある。よって、本件事業は早期に施行されるべき事業と認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業のために必要な面積に限定されており、適正かつ合理的な規模であると認められる。
また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

ウ 収用する公益上の必要性

以上のことから、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められる。よって、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

木曾町役場開田支所

総合政策課

長野県告示第102号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第35条の6第1項の規定により、次のとおり液化石油ガス販売事業者を認定しました。

令和6年2月29日

長野県知事 阿部 守一

氏名又は名称 及び代表者の氏名	住所又は所在地	認定年月日
有限会社ハヤシ燃料 代表取締役 林 治夫	北佐久郡御代田町大字馬瀬 口2093-11	令和6年2月15日
長野堀川販売株式会社 代表取締役 堀川 雅隆	須坂市大字須坂1635	令和6年2月20日

産業技術課

長野県告示第103号

自然公園法（昭和32年法律第161号）第9条第2項の規定により、中央アルプス国定公園に関する公園事業を次のとおり決定しました。

この公園事業を表示した図書は、長野県環境部自然保護課及び上伊那地域振興局並びに駒ヶ根市役所において縦覧に供します。

令和6年2月29日

長野県知事 阿部 守一

決定した公園事業の名称及び種類並びに位置

名称及び種類	位 置
檜尾線道路(歩道)	[路線] 檜尾線(駒ヶ根市)

自然保護課

長野県告示第104号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和6年2月29日

長野県知事 阿部 守一

1 保安林予定森林の所在場所

上水内郡小川村大字瀬戸川字前田8650、8651の3、8652、8653、8654の1、8662から8667まで、8668の1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び小川村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第105号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和6年2月29日

長野県知事 阿部 守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

下伊那郡松川町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び松川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第106号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和6年2月29日

長野県知事 阿部 守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

木曾郡木曾町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

木曾町（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び木曾町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第107号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示します。

令和6年2月29日

長野県知事 阿部 守一

- 解除に係る保安林の所在場所
長野市信更町涌池字柏山2462の3(次の図に示す部分に限る。)、2462の4
- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 解除の理由
指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を長野県林務部森林づくり推進課及び長野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第108号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により指定した、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域の指定を解除します。

令和6年2月29日

長野県知事 阿部 守一

- 土砂災害警戒区域の名称
大綱、上手村1、南雨中1、南雨中3、北雨中3、北雨中4、北雨中6、下里瀬3、池原5、下寺5、李平4、三ヶ村1及び三ヶ村2
- 指定の区域
北安曇郡小谷村のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県姫川砂防事務所に備え置いて縦覧に供します。)

砂防課

長野県告示第109号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

令和6年2月29日

長野県知事 阿部 守一

- 土砂災害警戒区域の名称
大綱、上手村1、南雨中1、南雨中3、北雨中3、北雨中4、北雨中6、下里瀬3、池原5、下寺5、李平4、三ヶ村1、三ヶ村2、千国7、北雨中7及び三ヶ村3
- 指定の区域
北安曇郡小谷村のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県姫川砂防事務所に備え置いて縦覧に供します。)

砂防課

長野県告示第110号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である次の土砂災害特別警戒区域の指定を解除します。

令和6年2月29日

長野県知事 阿部 守一

1 土砂災害特別警戒区域の名称

大網、上手村1、南雨中1、北雨中3、北雨中4、北雨中6、下里瀬3、池原5、下寺5、李平4及び三ヶ村2

2 指定の区域

北安曇郡小谷村のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県姫川砂防事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県告示第111号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

令和6年2月29日

長野県知事 阿部 守一

1 土砂災害特別警戒区域の名称

大網、上手村1、南雨中1、南雨中3、北雨中3、北雨中4、北雨中6、下里瀬3、池原5、下寺5、李平4、三ヶ村1、三ヶ村2、千国7及び北雨中7

2 指定の区域

北安曇郡小谷村のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県姫川砂防事務所に備え置いて縦覧に供します。）

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課

長野県告示第112号

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第9条第1項の規定により、令和6年2月19日、次の者を売りさばき人に指定しました。

令和6年2月29日

長野県知事 阿部 守一

売りさばき人の氏名（名称）	住所	売りさばき場所
セブン-イレブン茅野金沢店	長野県茅野市金沢権現原4003	長野県茅野市金沢権現原4003 セブン-イレブン茅野金沢店

会計課